

もくじ

P 1 研修会講師寄稿

P 2 自然保護課より

発行者：山口県・公益財団法人山口県ひとつくり財団

研修会講師寄稿

本年度第1回支援員研修会の講師をお願いした畑間様にご寄稿いただきました。

山口県に生息する希少な淡水魚類の現状について —山口県希少野生動植物種に指定されたイシドジョウを例に—

山口県水産研究センター内海研究部 畑間 俊弘

山口県の河川、湖沼には一時的な記録種を含め、2018年時点で、43科144種と、多くの淡水魚類の生息を確認しています。アマゴなら渓流域、コイ・フナであれば流れの緩やかな下流部や湖沼といったように、それぞれの魚種によって、生息環境は異なります。魚種が多いということは、それだけの魚種数に応じた多様性に富んだ河川環境が山口県には存在していることを示しています。

しかし、“川は生き物”と例えられるように、河川環境は常に変化し続けています。豪雨災害、温暖化等の自然の影響はもとより、近年は人為的な影響、すなわちダム建設、河川改修、森林伐採及び生活処理水の流入といった生息環境の改変による間接的な影響と、漁業や釣り、鑑賞魚としての販売を目的とした無分別

表1 2003年と2018年の掲載種数の比較

絶滅の危険度ランク	2003年	2018年
絶滅危惧ⅠA類 (CR)	2	15
絶滅危惧ⅠB類 (EN)	10	14
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	4	4
準絶滅危惧種 (NT)		3
情報不足 (DD)	4	4
合計 (種数)	20	40

な採捕や乱獲等による個体数への直接的な影響が大きくなっています。これらの影響を多く受けた魚種ほど、減っていくのは当然の結果であり、言わば山口県の河川（流域も含めた）環境の“どこか”変化（悪化）したのかを、指示してくれているのが「レッドデータブックやまぐち」に絶滅危惧種として掲載された淡水魚類なのです。2018年に改訂された「レッドデータブックやまぐち」では1991年から2018年の間に筆者が実施した山口県全域を網羅した調査結果を元に絶滅危惧ⅠA類 (CR) 15種、絶滅危惧ⅠB類 (EN) 14種、絶滅危惧Ⅱ類 (VU) 4種、準絶滅危惧種 (NT) 3種、及び情報不足 (DD) 4種の計40種を選定・掲載しました（表1）。これは前回（2003年）と比べて掲載種数は倍増しており、中でも絶滅の危険度が最も高い絶滅危惧ⅠA類 (CR) は15種と7倍に



増加しました（表1）。そして、2022年にイシドジョウが山口県希少野生動植物種に指定され、販売目的の採集はもとより、許可なく採捕することも禁止されました。

今回の研修会では、イシドジョウを例に、座学とフィールド観察から、山口県の希少な淡水魚類が置かれた現状について、希少野生動植物種保護支援員の皆様に理解を深めていただきました。

発行元：公益財団法人 山口県ひとつくり財団 県民学習部
〒754-0893 山口市秋穂二島1062 TEL 083-987-1730 FAX 083-987-1760
E-mail yh-kengaku@hito21.jp URL https://hito21.jp

外来生物法によりアカミミガメ、アメリカザリガニの規制が始まります

令和5年(2023年)春～夏ごろに、外来生物法※に基づき、ミシシippアカミミガメ(ミドリガメ)、アメリカザリガニの野外へ遺棄や購入・販売等が規制される見通しです。規制開始後も飼育は可能なため、今飼っている方、これから飼おうとする方は、大切に飼い続けてください。



環境省提供

ミシシippアカミミガメ(ミドリガメ)

<生態>

米国南西部原産で、成体は20cm以上になる。寿命は飼育下で40年程度。

<移入の経緯>

ペットの野生化により野外に推定約800万匹生息。全国の飼育数は推定約160万匹。

<生息環境>

河川、湖沼、人工的な池や水路にも生息。

<影響>

水草等を食べたり、在来のカメの生息環境を奪ったり、生態系への被害だけでなく、ハスの食害等の農業被害も出ている。



環境省提供

アメリカザリガニ

<生態>

アメリカ南東部からメキシコ北東部原産で成体は10cm程度で寿命は飼育下で4~5年。

<移入の経緯>

ウシガエルの餌として持ち込まれ野生化。全国の飼育数は、推定約540万個体。

<生息環境>

河川、湖沼、池、農業水路や水田等に生息。

<影響>

水草や水生生物の食害で水質が悪化する等の生態系被害や水稻等の農業被害も出ている。

※外来生物法とは

(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)

生態系等への被害を及ぼすおそれのある生物を**特定外来生物**として指定し、飼育・栽培、運搬、輸入、屋外への放出、譲渡などが規制されます。規制に違反すると、最高で懲役3年、罰金300万円(個人)又は1億円(法人)が課される場合があります。

※外来種の問題点

①生態系への影響

在来種を食べる。在来種の生息環境を奪ったり餌の奪い合いをしたりする。近縁の在来種と交雑して雑種をつくる。

②人の生命、身体への影響

毒を持っていて危険。人を噛んだり刺したりする。

③農林水産業への影響

農林水産物を食べる。畑を荒らす。

※外来種被害予防三原則

外来種による被害を予防するために次の3つを守りましょう!

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を

入れない

飼育・栽培している外来種を

捨てない

すでに野外にいる外来種を他地域に

拡げない

※県内に定着している特定外来生物

(動物)ヌートリア、アライグマ、ソウシチョウ、ウシガエル、カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス、アルゼンチンアリ

(植物)ボタンウキクサ、オオフサモ、アレチウリ、ナガエツルノゲイトウ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ブラジルチドメグサ 【全16種】